

滋賀県環境影響評価審査会概要

1. 日時 平成21年8月3日(月) 13:15~15:00
 2. 場所 滋賀教育会館2階 大会議室
 3. 議題 (仮称)創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価実施計画書について
 4. 出席委員 宗宮会長、山田委員、遊磨委員、藤本委員、高柳委員、浅見委員、樋口委員、占部委員
 5. 内容 当該事業の実実施計画書についての説明および質疑応答
審査会意見(案)についての説明及び質疑応答
-

議事概要

(事業者が、当該事業の実実施計画書について説明)

(委員) 滋賀県環境影響評価審査会からの意見回答書3ページの2-5について、水が足りないときに、調整池の水を利用するということであるが、水が足りないような渇水の時期には調整池にはほとんど水がないと考えられますので、準備書への記載内容を少し工夫されておくのがよいのではないかと思います。意見回答書4ページについて、3-3で、浄化槽の前に調整槽を設けるとありますが、対応は可能でしょうか。

(委員) お盆などにのみ調整槽を使うということは、平常時はほとんど使わないということですが、(浄化槽の) 運転管理の在り方が問題となってきます。将来も、基準値をきちんと満たしながら高度処理できるということを最後に担保してもらいたい。

(事業者) 渇水期については、私どもの施設、全国12か所で基本的に水がない時期は、今まで一回もありませんでした。四国、香川県の墓苑の場合、渇水期が非常に長いので、調整池の水を使うべく、いわゆるガソリンスタンド方式のポンプを設けておりますが、調整池の水が枯れたことは一度もありません。また、調整槽について、四国の場合、排水基準が厳しかったが、ピーク時でも、また閑散期でも十分機能しており、基準を達成しました。

(事業者) 墓苑というのはピーク時と非ピーク時の差が極端ですので、そのための対応として考え出されたのが調整槽です。基本的にピーク時は(処理原水を)調整槽に貯めるが、ピーク時以外は全部スルーしていきますので、問題はないと考えております。四国、香川県の墓苑での浄化槽における水質については1年間を通してかなり高度なレベルで数字が出ておりますので、大丈夫であると確信しております。

(事業者) 今、調整池の水が枯れるのではないかとお話がありましたが、調整池を設置するとき、泥だめの部分を容量計算します。今回は多く取って、それに対応しようということをコンサルと検討しております。

(委員) とすると準備書の段階でその内容がきちんと記載されるのですね。

(事業者) はい。

(委員) 使用水量は1日78トンと出されているが、平均値としてはそれでよいが、ピークはこれでは済まないのではないのでしょうか。

(事業者) これはピーク時での想定です。

(委員) 一日当たり平均値ですよ。

(事業者) はい。

(委員) 3時から4時、2時から3時のときはどうでしょうか。貯水槽を作るときは積算値を出して、必要な容量のものを作ってもらえるのでしょうか。

(事業者) 1日の最大の使用量が出ますので、貯水槽の容量設定をして取り組んできております。

(委員) そういうルールをお持ちなのですか。

(事業者) 過去の事例と、ピーク時を想定し、まず夜に給水が間に合うか、また、前もって間に合うか。この2つの観点で受水槽の総容量を何回か設定し、10年ほど前からさまざまなシミュレーションをして、基本的にすべて安定供給しています。

(委員) この膜分離浄化槽というのは使用実績があるのでしょうか。

(事業者) 墓苑での使用実績はありません。四国で使ったのは膜分離という名称ではなく、凝集剤添加型の脱窒素脱リンという方式です。

(委員) 特に今回の墓地で使われるようなもので十分対応し切れるものなののでしょうか。

(事業者) 各メーカーが墓地対応の浄化槽を作るということは考えられないので、各メーカーの能力を基準にしながら検討していきたいと思っております。

(事業者) 現在、メーカーの選定作業を始めています。まず、この滋賀県での実績、それからメンテなどを(考慮し、排水基準を)担保することを第一優先に考えたいと思っています。

(委員) 水処理の問題で厳しい基準にするのだということですが、自主モニタリングのようなことを予定されているのでしょうか。

(事業者) まず法的に、また地域との協定によって、この水質調査の報告が定められたところがあるのではないかと想定しています。自主モニタリングについては、ピーク時、それから閑散時の安定した処理ができるのか、もう一つは通常期、通常の土日、ピーク時は最大年間で1日当たり6,000人、これがおそらくお盆のとき数日、お彼岸のときは大体2日間ぐらいで、それ以外の土日は大体四、五百名、平日については、おそらく150名、100から150名前後とかなりばらつきがありますので、この3つめのパターンのモニタリングは管理上必要ではないかと考えています。

(委員) 平常時100から150名で、かつ管理する人が三十数名。200名ぐらいということですか。当然その方々もトイレに行ったり、食事したりされるんですね。

(事業者) そうですね。平常時は大体百数十名から200名ぐらいと考えている。

(委員) 平常時に比べてピークは10倍の能力あるので、ピークカット10倍ぐらいで貯留して少しずつ処理する方法が、膜分離(活性汚泥)法(MBR)でうまく機能するのが気になるので、詰めておいて頂きたい。

(事業者) はい。そういう変動に耐えられるメーカーをしっかりと選定します。

(委員) 前回、水辺の生き物がたくさん出てきそうな環境がたくさんありますので、植生管理の在り方も含めたうえで影響評価していただきたいとお願いしましたが、今回、意見回答書にその旨が書き落ちているのが気になります。この点いかがでしょうか。

(事業者) 放棄水田につきましては、詳細調査したうえで、これからどのような維持管理をするか検討してまいりたい。放棄水田について、今までの水が調整池になる予定地からの流入水で水田を耕作されていたと見受けられるので、それが遮断された場合の放置水田の水環境については、しっかりと調査したうえで、雨水だけで維持できるのかも含めて、こういった在り方が一番いいのか、雑草の管理も含めて、できればあまり処理をかけないで管理する方向で考えております。それで最終的に樹林化していく場合は水源かん養林として、樹林化するとか、そういった場合も出てくると思うので、報告させていただきたい。

(委員) 水路をどう評価するかという件が一点(問題となります)。それから管理をできるだけ人員の手のかからないようにとのことですが、(管理の状況に応じて)開放水面を必要とする生き物、開放水面が点在しているような場所が必要なもの、それから浅い水辺で一様に草が覆っている場所が必要な生き物など、それぞれ適した環境に応じた生物が出てきます。水面があって草が点在している状況となれば、それなりの管理というのはどうしても必要になってきますので、(維持したい状態が)どの程度の管理で維持されるものかということをも明らかにしたうえで、環境影響評価していただく必要があります。そして水源かん養林として放置していくのであれば、水生昆虫の場が減っていくということになりますので、そういった意味での環境影響評価をお願いします。

(事業者) 検討して対応したいと思います。

(委員)見下ろし景観について、今回示していただいたところは非常に重要だと思います。この場所は、有料でないと入れないという場所だという話ですが、そこに行くアプローチのところからも(事業地が)見られるとか、そういうことが全くないのでしょうか。

(事業者)全然見えませんでした。アプローチのところは山側も谷側も樹林がほとんど生い茂っています。一部開放部分があるのですが、それは東方向に開いているところでした。事業地方向は南になりますので、そちらのほうに向けて開放されている場所は全くありませんでした。

(委員)このお寺は有料であるけれども、入れるわけですね。ここからの景観も重要かと思うので、ポイントに入れていただけたらと思います。

(事業者)はい。そのように対応したいと思います。

(委員)意見回答書7ページに9-3で材積を計算して、2,000トン搬出になると算出されているが、これは外へ出しすぎではないかという印象を受けます。何かうまい策を考えられたらよいと思います。また、意見回答書6ページの5-2ですが、植栽用のものは現地調達せずにほとんど購入されるという考え方ですが、この点も、もう少し努力されるのがよいのではないかと思います。

(委員)6ページの5-4について、以前、外部に持ち出す(廃材)が多いという話をしていたときに、根株を利用されると、少しでも減るのではないかということで申し上げました。また、5-3に、樹木の根回し等に準備期間が必要なことから工程上実施困難であるとのことですが、前回申し上げましたのは根株移植と申しまして、若い株ですと上を切ったまま、そのまま根っこをポンと持っていだけでかなりの量が活着しますので、その方法ですと、根回しも要らず、結構な量が使えるのではないかと思います。

(事業者)チップの量について、幹材については15センチ以上、また枝材についても10センチ以上の直径のものはチップ化するような施設もありますので、運搬距離等の検討も必要になりますが、最大限にチップ化して、できる限り利用してまいりたいと思います。ただ、残った2,000トンの量の中で根っこか枝は、チップ化しても利用しにくい分もあります。それを法面の吹き付け材として使う等を十分検討して、極力排出量を減らしてまいりたいと考えております。また、植栽についても、今指摘いただきましたように最大限度根株についても利用することに組み込んでまいりたいと思います。また樹木についてもドングリとか自生種を使った植栽計画という形で組み込んでまいりたい。

(委員)意見回答書7ページの二千何トンかの放置チップの持ち出しについて、燃料として検討したが、うまくいかなかったので産廃処理しましたというのは非常によくないので、このようなことがないようにして頂きたい。燃料化として利用する場合は、チップを乾燥させたり、付着した泥をよく除去したりするなど、当初からチップ化、燃料化するといった計画性を持った対応が必要となります。

(事業者)マルチング材等のチップ化は、できる限りこの施設内で使いたいが、用途が限られておりま

すので、それ以外について再利用を極力図ってまいりたい。今の実施例としましては、静岡県ではバイオマス発電の燃料として、製紙工場の燃料として採用し、また三重県ではパルプ材として、製紙工場で見取っていただいている。葉っぱはどうしても再利用に向かないので、再利用先を研究している状況でございます。

(委員)間伐材だとか、いろんな木材系、木質系のチップは、今、奪い合いの状況だと言われています。チップ化を検討したが実施できず、結果は産廃処理が3割もあるといったことがないようにしていただきたい。

(事業者)最大限取り組んでまいります。ありがとうございます。

(委員)意見回答書6ページの動物について、参考資料5-2にリストが挙がっているものを調査する、というような書き方であると理解します。大津市の環境影響評価専門委員会で議論になったと思いますが、5-2、5-3に挙がっている生物は、ほとんどあの地域にいないものであり、このリストの選定が非常にまずいので再検討いただきたい。

(事務局が、審査会意見(案)について説明)

(委員)審査会意見(案)について、特に今、計画書の段階ですので、大津市のように全体的にこうすべきというような指摘があってもよいと思います。特に先ほどの伐採樹木についても、できるだけ外への排出を減らすべき等の努力をした評価書にしろというようにすることが盛り込まれるほうが良いと思います。あいまいな表現はできるだけ避けていただきたいです。

(事務局)分かりました。ありがとうございます。

(委員)大気質、騒音、振動あたりは、特に注文がついていませんが、意見回答書にも実際の交通量の予測や道路の構造等を事業者さんが考えておられますので、大気質、騒音、振動については、計画どおりに供用されたときに予測される交通量に基づいた予測をすることというような、何らかの注文をしていただきたい。

(事務局)はい、了解いたしました。

(委員)景観のところでは、緑化のことしか書かれてない感じですが、調整池付近の断面を詳しく見ると、かなり山が削られており、擁壁とか土木構造物が出てくる可能性があると思いますので、建造物、土木構造物の色彩、特に明度等を計画に記載して、評価していただくという項目を入れていただけたらと思います。

(事務局)工作物とか、そういうものについても含めて評価をするという形で意見を追加するというところでございますね。分かりました。

(委員) 整地されたあとは、かなりコンクリートの擁壁面が出てくるのですか。

(事業者)(調整池の) 出口のところはコンクリート壁で留めようと思っております。あと泥だめの分をコンクリートのブロックが何かで留めようと思っています。下の水がたまる部分、それと水が出てくるところについてもコンクリートの構造物になると思います。

(委員) 今回お示しいただいた絵は、かなり緑が豊富で墓石がどこにあるのだろうという感じですが、もう少し何か細かく精度の高いイメージ図ができ上がってくるのでしょうか。これだと、ほんとに田んぼかゴルフ場かというイメージしかありませんね。

(事業者) 実際、段々畑の田んぼに見えます。芝生地が1基あたり4.2平米です。墓石自体は70センチ角ぐらいの塔ですから、0.5平米ぐらいしかありませんので、4.2平米に対して0.5平米ぐらいが墓石の色です。だから墓石自体ほとんど分かりません。遠くから見ていると緑の芝生地という感じになると思います。その間に植栽帯がありますので、本当に段々畑みたいな、棚田のような格好で見えると思います。

(委員) 審査会意見(案)の動物について、最後のほうで「目的及び選定根拠を明らかにすること」という文章にいますが、これは前回の審査会で、計画書に調査地がすでに選定されていたため、何を根拠に設定したかということが分かるような選定理由を書いてほしいということでした。これだと、何の選定理由が分からないので、内容がわかるように書き込んでいただくようお願いします。

(事務局) 分かりました。

(委員) 審査会意見(案)の「使用する植物種は周辺の地域にある種を用いること」とあるが、生物学の範囲では種だけではなく遺伝的なかく乱をしてはいけないということがあり、その場にあるできるだけ近い個体を用いましょう、その場にある植物を生かすということが非常に重要であるというようなことを入れていただきたい。

(事務局) 分かりました。まずは事業地内にあるものを使ってというような表現にさせていただきます。

(審 査 会 終 了)